

介護サービス事業所運営指導結果について

福祉用具貸与
特定福祉用具販売

【指定福祉用具貸与の具体的取扱い方針】

福祉用具貸与又は特定福祉用具販売を選択できる対象福祉用具の提案に当たって、医師等から意見を聴取していない。

医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士からのいずれかの意見を介護支援専門等と連携する等の方法により聴取してください。

【指定福祉用具貸与の具体的取扱方針】

次の事項についての確認ができない。

1. 貸与・販売の選択制対象の福祉用具に関する説明及び選択に必要な情報の提供と提案を行ったこと。
2. 貸与の候補となる福祉用具の全国平均貸与価格等の説明を行ったこと
3. 貸与の候補となる機能や価格の異なる複数の福祉用具の提示を行ったこと

【福祉用具貸与計画の作成】 【特定福祉用具販売計画の作成】

計画に、実施状況の把握（モニタリング）を行う時期を記載していない。

【福祉用具貸与計画の作成】

継続の必要性について検討を行っていない。

対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6か月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行ってください。

【福祉用具貸与計画の作成】

福祉用具貸与計画の内容について、説明し、同意を得て、交付したことが確認できない。

【運営規程】 福祉用具貸与

運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」が定められていない。

運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」について定めてください。

参 考

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③営業日及び営業時間
- ④サービスの提供方法、取り扱う種目及び利用料
その他の費用の額
- ⑤通常の事業の実施地域
- ⑥虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑦その他運営に関する重要事項

【虐待の防止】 福祉用具貸与、特定福祉用具販売

虐待の防止のための指針に「成年後見制度の利用支援に関する事項」が盛り込まれていない。

虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでください。

参 考

- ①事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ②虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ⑥成年後見制度の利用支援に関する事項
- ⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ⑧利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ⑨その他虐待の防止の推進のために必要な事項

根拠法令等

条例（八戸市例規集及び八戸市介護保険課ホームページに掲載）

- 八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

解釈通知（介護報酬の解釈②指定基準編）

- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（老企第25号）

介護報酬告示（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚告第19号）

留意事項通知（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号）

【関連】市ホームページ「人員・設備・運営基準等自己点検シート」

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/4912.html>